

## 今回のテーマ： 改正女性活躍推進法の対象拡大

2020年4月1日より改正女性活躍推進法が施行され、2022年（令和4年）4月1日から、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されます。新たに対象となる事業主は、施行日までに以下2点の準備が必要です。

## 1. 一般事業主行動計画の作成、届出

女性活躍推進法により、女性が働きやすく、かつ長期的にキャリアを形成していける環境づくりが求められています。そこで自社における女性の活躍状況が改善されているかどうかを定量的に測るため、行動計画を策定します。数値目標を掲げて定量的に管理し社内に周知することで目標が明確になります。また外部に公表することにより業界内・地域内での自社の位置づけを確認できると同時に、求職者への訴求が可能になります。

行動計画策定の流れは以下の通りです。

- a 指定の4つの基礎項目\*について自社の状況を把握、課題を分析
- b aを踏まえて、(1)計画期間、(2)基礎項目のうち1つ以上の数値目標、(3)取組内容、(4)取組の実施時期を盛り込んだ行動計画策定届を作成。労働者へ周知し、外部へ公表（女性の活躍推進企業データベースや自社ホームページ等）
- c 管轄の都道府県労働局へ届出（電子申請、郵送、または持ち込み）
- d 行動計画に沿った取り組みの実施、実施状況の点検・評価。  
※点検や評価の結果を届出ることまでは求められていません。

## 2. 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、下記①②の区分ごとに指定されている項目を1つ以上\*を選び、その情報を女性の活躍推進企業データベースや自社ホームページ、求人情報等にて、求職者等が簡単に閲覧できるように公表します。

- ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、
- ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

\* 指定の項目の内容については下記のリンクにてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000596891.pdf>

### もう少し補足！

厚生労働省が設置した「コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチーム」は、職場における女性活躍支援・子育て支援策としてテレワークの定着が重要と提言しました。テレワークで常時出社しなければならないというプレッシャーがなくなったうえ、休暇が取りやすくなるなど、女性が働きやすくなったと言われており、新型コロナウイルスの影響により多くの企業で導入されたテレワークは、女性活躍推進を進める上でも有用と考えられています。

女性活躍推進に関する情報公表の内容には、指定の項目とは別に、労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要を加えることができます。テレワーク制度を公表内容に盛り込むと求職者の目に留まり、採用活動においても効果が期待できるのではないのでしょうか。